

平成16年5月20日
中央合同庁舎2号館
国土交通省第2会議室

社会資本整備審議会
第3回環境部会 議事録

国土交通省

社会資本整備審議会 第3回環境部会

2004年5月20日

【岩下環境調査官】 定刻になりましたので、ただいまから社会資本整備審議会第3回環境部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます国土交通省総合政策局国土環境調整課の岩下でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の資料の確認をさせていただきます。配席図、委員名簿、関係産業会出席者名簿、議事次第、このほか、資料1から資料8まで、そして最後に参考資料がございます。漏れております資料がございましたら、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、本日は、総員17名中7名ご出席でございますが、8名御出席のご連絡をいただいております。社会資本整備審議会令第9条第3項による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきますので、村上部会長、よろしくお願いいたします。

【村上部会長】 皆様おはようございます。

きょうは第3回でございます。第1回、第2回におきまして、温暖化対策大綱の概要と国土交通省のほうで分担しております対策内容、さらにその対策を達成するための施策の進捗状況についてご説明いただきまして、皆様からいろいろ貴重なご意見をいただきました。きょう最初の議題では、産業界の方からご意見を伺うことになっております。と申しますのは、地球温暖化対策推進大綱におきましては、産業界における省エネルギー・二酸化炭素排出削減のための自主行動計画について関係審議会においてその点検を行うこととされております。本日は関係産業界の代表の方にお見えいただきまして、自主行動計画の進捗状況等ご説明いただくことになっております。

それではまず、事務局より関係産業界の自主行動計画の概要と大綱における取り扱いについてご説明ください。

【岡田国土環境・調整課長】 事務局からご説明申し上げます。

資料1をごらんください。関係産業界の自主行動計画の概要という資料でございます。

今、部会長からご説明のありましたように、大綱の施策といたしまして、産業部門の中で産業界の自主行動計画の着実な実施とフォローアップということが取り上げられております。これに基づきまして、社会資本整備関係では、きょうお願いいたします3団体の取り組みがされているところでございます。具体的には下の参考に書いてございますように、主として建設産業のCO2排出というのが産業界のテーマになっておりまして、この関係で建設業の3団体、それから住宅生産団体連合会について、目標を掲げて対策を進めております。さらにこれと関連いたしまして、民生部門にかかわる部門でございますけれども、不動産業界、それから住宅生産団体連合会におきましても取り組みをされているということでございます。これらにつきましては、大綱において関係審議会等での点検ということが指摘されております。

さらに今回、検討をお願いしてございます民生部門の対策にいずれの団体もかかわって、自主行動計画の中でも取り組みを進められておられるということでございますので、今後の審議につきましてもいろいろ貴重なご意見を賜ればということで、今回3つの団体の方々にご説明をいただく機会を設けたところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【村上部会長】 ありがとうございます。

今、ご説明いただきましたように、きょうは、建設業関係、不動産関係、それから住宅関係という団体の代表の方にお話しいただくわけでございます。まず最初に建設業における自主行動計画に関しまして、日本建設業団体連合会の地球環境専門部会の三戸部会長からご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【日建連・三戸氏】 日建連の地球環境専門部会長の三戸でございます。同じく小池でございます。それから建築業協会の設計の環境を担当しております宮原でございます。

建設業の環境保全自主行動計画とそのフォローアップの状況についてご説明をいたします。資料はお手元に建設業の環境保全自主行動計画フォローアップ第6回というのと、それから省燃費運転マニュアルという小冊子がございます。この2つを概要にまとめたものがA3の2枚のシートでございますので、そのA3の2枚のシートでご説明をいたします。

建設業の環境への取り組みは、日本の高度成長期におきましては主として公害防止でございました。オイルショック以降は省エネが中心でございました。92年のリオのサミット以降は、地球環境問題並びに資源循環型社会の構築ということに移ってきたわけでございます。そういうことで、長らく各企業が個別に取り組みを行ってきたわけでございます。

このA3シートの左上にございますように、96年からは、各企業個別の活動に加えまして、経団連の活動とタイアップした形で、業界として取り組みを行ってきております。96年に自主行動計画の第1版、98年に第2版、それから2003年に3版というような形で、実施項目は時代とともに改定補足しながら進めてまいっております。

それでは、第3版の全体のフレームでございますけれども、建設業界の環境経営レベルを向上させるということで、持続可能な社会の構築、資源循環型社会の形成、エコロジーとエコノミーの両立といったことを掲げまして、これは左右対称の形で活動を配置しておりますけれども、左側が業界としての活動であります。右側が各会員企業の活動というふうに分けております。大項目についても同じでございます。

まず、地球温暖化防止対策、それから建設副産物対策、グリーン調達の促進、それから化学物質管理の促進、生態系保全の推進、これらを合わせまして、環境経営の促進といった形で進めております。このうち、地球温暖化防止対策につきましては、4つの項目で進めております。1点は施工段階における二酸化炭素の排出抑制、これについては、目標値を設定いたしまして、二酸化炭素排出量を2010年までに12%削減すると、この目標に向かって進めております。

2点目は、計画設計段階における二酸化炭素の排出抑制であります。

3点目は二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制でございます。

4点目が緑化の推進というこの4項目で進めております。

これ以外に数値目標でフォローしておりますのがお隣の建設副産物、これを建設9団体で行っておりますけれども、建設リサイクル行動計画の各目標値をフォローしております。それから環境経営の促進の数値目標といったことを進めております。

それでは2枚目に移りまして、建設業の地球温暖化防止対策とそのフォローの状況でございます。上段のフローは建築・土木といった建造物の各プロジェクトのライフサイクルにおける環境配慮項目につきましては、こういったことを配慮しながら進めております。調査・研究の段階、それから計画・設計、調達・施工、運営・維持管理、リニューアル、解体、それぞれこういった配慮項目を持っております。

建設の各プロジェクトは、各地域あるいは土地に密着しておりまして、原則として1品1品すべて異なるという性格をもっておりますけれども、建設業はこのフローの中で、かわり合いの濃淡はありますけれども、各プロジェクトのライフサイクルにわたって関係をしております。しかし、設計施工一貫とか設計施工分離を含めて、環境に対してみずか

ら管理できる活動とみずからだけでは管理できない活動がございます。この省燃費運転マニュアルの4ページをお開きいただきますと、これはきょうご出席の不動産、あるいは住宅も含んでおりますけれども、建設の活動におきますCO₂の排出量でございますが、排出の多くを占めております資材の生産、二次加工分、輸送、施工の段階、それから完成した後の業務ビルの運用、家庭の運用を含めると、建設活動に関連する部分としては42.7%、実に日本全体の約43%を占めているということでございます。

それではA3のものとシートにお戻りいただきまして、右側の施工段階における二酸化炭素の排出抑制でございますけれども、施工段階における二酸化炭素排出量を2010年までに12%削減するという目的・目標を設定いたしまして、その実績でございますが、これは原単位でございますけれども、2002年度排出量の3.2%減少いたしております。総排出量に至りましては30.4%の減少でございます。これはご承知のとおり国内の建設投資が90年代に80兆を超えておったわけでございますが、現状では50兆台の半ばというところでございますので、その総投資の減少によるところが多うございます。

会員企業の実施活動でありますけれども、こういった6項目で進めております。また業界としての自主活動であります、ここに掲げてありますように4項目で推進いたしております。

次に、左側の計画・設計段階における二酸化炭素の排出抑制でございますけれども、先ほどの上段の建設のフローの中で、マニュアルにCO₂排出量のグラフがございましたが、みずから管理できる施工段階のは1.3%でございます、それ以外のCO₂の排出量が大部分を占めているわけでございます。これらのCO₂の削減に当たって、環境負荷の少ない資材を選んでいく、あるいは加工負荷の少ない資材を選んでいく、あるいは輸送を軽減できるような形を考えていく。こういったことをグリーン調達ステージで考えながら進めていく。あるいは環境負荷を低減する工法を採用していくとか施設運用段階に配慮した長寿命設計、高効率設計、省エネ設計、あるいは新エネの採用とか、自然エネルギーの活用とか、または緑化の推進、こういったことも含めて、設計の段階で考えていく。それからリニューアルに当たってはリニューアルしやすい、あるいはコンバージョンしやすいような形のS Iの建物をつくっていくとか、解体の段階では、既存躯体を再利用する、杭を再利用するとか、解体した部材を再利用するといったことを含めて、計画・設計段階でいろんなことを配慮していく、これがライフサイクルにわたるLC-CO₂の削減に一番効果のある活動かと思っております。

それから建物が完成したステージでは、運用される発注者あるいは使用者の皆さんに対して、省エネ運用といったものの働きかけをしていくといったことが重要であろうかと思っております。そういうことで、会員企業の実施活動であります。1点目といたしまして、省エネルギー、省資源、長寿命の推進ということで、建造物のライフサイクル二酸化炭素(LC-CO₂)排出量の削減に向けて、省エネルギー、省資源、長寿命を取り入れた設計を推進することが非常に重要であると思っております。あわせて技術開発の推進、あるいは輸送方法の研究等の推進を行っていくということでございます。

それから3団体の実施活動といたしましては、こういったことを踏まえまして、環境配慮設計ガイドラインといったものを発行いたしまして、会員企業で活用展開をいたしております。また、何と言っても、意思決定をされる発注者への協力要請ということが非常に重要でございますので、こういった活動についての発注者側への協力要請を各企業で行っていくという状況でございます。

以上でございます。

【村上部会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、不動産業のほうから自主行動計画につきまして、不動産協会の浅見次長よりご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【不動産協会・浅見氏】 不動産協会の浅見でございます。

本日は不動産協会における自主行動計画を中心にビル事業での省エネルギー対策についてお話をさせていただきます。当協会の中にも環境委員会がございますけれども、委員長が社内の異動によりまして交代しておりますので、本日は担当しております事務局のほうからご説明させていただきます。

資料3をお開きいただきまして、1ページから資料に沿いましてお話をさせていただきます。不動産業はご案内のとおり、住宅とかオフィスとか、商業施設あるいはホテル、そういうさまざまな施設を提供しておりますが、本日はビル事業におきます省エネルギー対策に絞ってお話をさせていただきます。不動産協会におきましても、不動産業における環境自主行動計画というものを策定いたしまして、会員各社の環境行動の推進を進めておるわけでございますが、中心となりますのはエネルギー消費と廃棄物排出の削減、それからリサイクルの促進でございます。毎年会員各社を対象にいたしまして、実態について調査を行っておりますが、その結果を会員各社にフィードバックいたしまして、また経団連の環境自主行動計画にも参加して、フォローアップのデータを提供しているところ

でございます。

不動産協会の自主行動計画は、まず1997年12月にCOP3が開かれるということで、まず最初の自主行動計画を策定いたしました。これはごく簡単な基本的な考え方をまとめたということでございます。続いて98年11月に、このCOP3で国際的な数値目標が示されたということもございまして改定をしております。その際、初めて数値目標を掲げたわけですが、これにつきましては、当協会の会員企業がみずからその業務を行うに当たりまして、直接に消費するエネルギー、これのみを対象としたということでございます。具体的な目標といたしましては、90年レベルの数値を2010年は上回らないという目標であったわけでございます。なお、当協会はあくまでも「不動産協会の自主行動計画」ということで言っておりますのは、先ほどの日建連さんのご説明と異なりまして、私どもの会員企業、会員の会社の数で申し上げますと、不動産業者の約0.2%程度しかカバーしてございません。したがって、あくまでも不動産協会の自主行動計画という形で策定したものでございます。この第2版の数値目標を掲げたわけですが、その後の状況にかんがみまして、2001年に第3版として改定をしております。

不動産におけるエネルギーの消費と申しますのは、大きくは不動産事業者みずからが行います企画・設計、あるいは建物の運営・管理、あるいは日常の契約等の業務という段階と、それから宅地や建物を開発・建設する段階、もう一つはでき上がったビルなどをテナントが使用する段階、そういう各段階があるわけでございます。不動産事業者がみずから直接にエネルギーの消費をコントロールできますのは、不動産事業者みずからが行う部分、すなわち企画・設計・運営・管理、あるいは日常の業務に限られているわけでございます。したがって、第2版では、それに限って目標を掲げたわけですが、しかしながら、資料の1ページの左側の一番下のところに書いてございますように、不動産事業者みずからが直接に排出するCO₂の量を1としますと、テナントなど使用者によるCO₂の排出というのが19、それから開発・建設等に伴う排出量というのが12ということになっているわけでございます。したがって、不動産事業者みずからが積極的な役割を果たしませんと、この利用段階あるいは開発・建設段階、これにつきましても、目標を達成することが極めて困難になるということでございまして、そこで第3版として改定したわけでございます。第3版では、不動産協会の会員企業が今後改修、建てかえ、新築するビルについて、省エネルギー及び長寿命化設計の推進、省エネルギー設備機器の導

入によって、いわゆるエネルギー消費原単位が90年度レベルを上回らないような建物の提供を目指すことにしたわけでございます。ビルなど建物を使う立場ではなくて、不動産事業者の本来の仕事でありますビルなどを供給する立場からその役割目標を明確にした計画にしたわけでございます。

こういう現状を踏まえました今後の見通しでございますけれども、後ほど申し上げますが、ビルは、利用のされ方が非常に多様でございますし変動もでございますので、床面積当たりだけで判断するというのは非常に難しいわけでございます。時間当たりはどうかというような見方もしなければならぬとは思いますが、それを精緻に把握するというのは現実的には非常に困難でございます。しかしながら、現在、特に新築のビルあるいはリニューアルをするビルにおきましては、新しい設備機器を導入いたしまして、省エネルギー性能が向上しておりますので、それをさらに進めることによりまして、ビルの省エネ性能というものは向上していくのではないかと考えております。

次に、ビル事業の省エネルギー対策でございますけれども、まずビル事業とエネルギー消費の関係でございます。ビル事業の形といたしましては、みずからビルを持ちまして、賃貸経営をするという場合もございますが、経営あるいは運営・メンテナンス等について業務を委託いたしまして手数料を得る仕事の形もございます。先ほども申しましたように、ビル事業者の主な業務は企画・設計、運営・管理、契約等でございますけれども、これら自体は資源やエネルギーを大量に消費するというものではございません。とは言いましても、これらの業務 管理・運営等の業務をいかに行うかによって、ビルのエネルギー消費の状況は大きく変わってまいりますし、ビル事業は、50年、100年と非常に長期にわたる事業でございますので、累積的な影響も小さくはございません。したがって、ビルの所有者あるいは管理者としての役割は非常に重要でございます。既に個別の企業では、環境方針などを定めまして、それを公表して運用しております。例えば2ページに示しましたように、建設・使用・維持・更新・解体といったビルのライフサイクルにおける多様な環境要素への対処につきまして、基本的な考え方を環境方針として示してございます。これに基づきまして、個々の取り組みを行っているということでございます。2ページの中ほど下のところに、2番でビルの環境負荷低減という大きな課題の中で、省エネルギーの問題をどういうふうに位置づけて考えたらよいかということを示しております。ビルの環境負荷低減につきましては、より高い見地といたしますか、大局的な見方をいたしますと、長寿命化ということが最も重要でございます。そして省エネルギー対策はこの長

寿命化と大きく関係しているということが言えると思います。長寿命を実現するためには、長期にわたって商品価値を維持し向上していくということが重要でございまして、そのためには、躯体の耐久性の確保はもちろんでございますが、レイアウトの可変性の向上でありますとか、あるいは設備のメンテナンス性の向上などが重要な課題になります。こういふことから、長寿命化を図るといふことは、将来の状況変化に対して適応性の高いストックを形成するということございまして、省資源、省エネルギー対策をこれによりまして永続的に行うことができるということになると思います。

続きまして、3ページでございますけれども、ビルの省エネルギー対策についての基本的な考え方を整理してございます。ビルが属します民生部門は、CO₂の排出量が増加傾向にございますが、これまでビルの稼働は9時 - 5時ということではございませんけれども、夜中はビルは大体は閉めておたということでございますが、最近ではビルは24時間使う。あるいはOA機器が1人1台といったようなことで非常に増加していることから、冷熱需要が増加している。さらには、これは24時間化とも関係いたしますけれども、産業構造が大きく変化することによって、ビルの使い方が変わってきているというようなことから、そういう社会的な状況によるところが大きいのではないかと考えております。このため、ビルの省エネルギー対策につきましては、ビル事業者は当然でございますけれども、ビルを使われるテナントも含めた各界、各層による多面的な取り組みが協力して実行されるということが必要であると考えます。

それから次に、ビルの特性といたしまして、ビルは個別性が非常に大きいということでございます。ビルは建物、設備、テナントあるいは使い方が極めて多様でございまして、省エネルギー対策は個別の状況に合った対策を行うことが重要でございます。さらに省エネルギー対策で環境負荷の低減の効果を上げることは当然ですけれども、そのほかにテナントの使い方あるいは執務環境の快適性の向上といったようなこともあわせて実現しなければならないということもございます。したがって、このようにビルの省エネルギー対策は、テナントの快適性や満足度の向上も実現することが重要でございまして、このため、環境負荷を低減することだけを目的とした規制的手法だけではなくて、事業者をはじめ、関係者全体による自主的な取り組みを主眼に据えることが合理的であると考えております。

ビル事業者の自主性にゆだねては実効性は期待できないという意見も当然あるかと思いますが、これにつきましては、省エネルギー性の向上が、ビルそのものの価値を向

上させるという理解が今後ますます重要になってくるものと考えます。ビル事業の競争が激化しております昨今の状況におきましては、省エネルギー対策によってもたらされるエネルギーコストの削減や管理業務の効率化、こういうものがビルを選ぶときの重要な選択の指標になると考えられます。したがって、省エネルギー性の向上がビルの価値を上させるという認識あるいは状況が一般的になれば、市場メカニズムが働き、効率的な対策が行われるようになると言えます。

4ページにビル事業者の営業原価構成比について書いてありますが、これはある会社の例で、8%という数字が書いてございますが、これはほぼ一般的な数字と考えてよろしいと思います。したがって、賃料設定においては、これの削減によりまして、競争力が高まっていくということも言えると思います。

次に、ビルの省エネ対策の例について5ページに整理してございますが、これにつきましては、ごらんいただくということで説明は省略させていただきます。

それから6ページにビルの省エネルギー対策の課題をまとめてございますが、最も重要と考えておりますのは、繰り返しになりますが、最後に書いてございます関係者間でどういう協力関係をつくっていくかということではないかと思えます。ビルはそのライフサイクルを通じまして、建設段階、あるいはそれを貸して使う段階、あるいはエネルギーの供給を受ける立場でございますので、それぞれの事業者がかかわりまして、またそれを使う方も多くかかわってまいりますので、そういう関係者がすべて参画した協力体制、システムをどういうふうにつくっていくかということが最も重要であると考えておりますので、そのためのいろいろな政策支援、制度整備等をお願いできればと考えております。

以上でございます。

【村上部会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、住宅のほうから住宅生産団体連合会の環境委員会の鈴木委員長からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【住団連・鈴木氏】 住団連のほうから、浅野専務理事、高橋部長と3人が出席しておりますけれども、私のほうからご説明させていただきます。

住団連の資料4、自主的環境行動計画について、あと黄色とグリーンの小冊子2冊の計3点でございます。まず、資料4の一番最後のページをお開きいただきたいと思いますけれども、住団連の構成メンバーということで、9団体、法人数にして7万6,000社という構成になっております。住宅ジャンルの中で、低層住宅、戸建住宅をつくっている団体

ということでございまして、大手メーカーから中小、工務店レベルまでということで構成されております。ただ、これからお話ししますライフサイクルのCO₂の量、あるいは建設団体のCO₂の排出量は、経済統計数値を利用しておりますので、マンション等を含めた全体の数値ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それでは頭から説明させていただきます。お聞きいただきまして1番目、自主的環境行動計画概要ということで、3つの点をポイントに挙げております。一つの柱は温暖化対策ということで、今回の説明のテーマになりますけれども、2010年度以降のCO₂排出量が90年度と同量になるように削減目標値を設定するというのが第1点、それから第2点として廃棄物対策でございます。ご案内どおり、コンクリ、木材、鉄の3品目が建設系排出量の約80%を占めるということから、この3点につきましてリサイクル比率及び最終処分量目標値を設定しております。

もう1件、環境マネジメントシステムでございます。各企業が経営方針として環境問題をとらえ、環境マネジメントの仕組みを理解し実践することを推進していこうということで、この自主行動計画が成り立っております。

次のページでございます。温暖化対策にかかわる数値把握の考え方ということでございますけれども、ライフサイクルの考えを前提に数値を把握しております。住宅に関するエネルギー消費量CO₂排出量は、建設時以外にもさまざまな段階で発生するわけございまして、まず第1点目には資材の生産・運搬にかかわる排出、2点目に住宅を建設する際の排出、3番目に、これが一番大きな比重でございますけれども、住宅を建てた後、生活（使用）する段階の排出、4番目に解体する際の排出、最終的には建設廃棄物の再生・処理処分に際しての排出と、この5段階でございます。住団連といたしましては、この建設時だけの排出だけではなくて、住宅のライフサイクルから見て、住宅生産者が直接にかかわる段階は本来は建設段階でございますけれども、ライフサイクル全体での数値を把握していこうということにしております。

次のページでございますけれども、住宅ライフサイクルでのCO₂排出量の現状でございます。一番下に住宅ライフサイクル全体のCO₂排出量1億8,379万4,000トンとなっております。これは時計回りに上の図表が資材段階でのレベル、建設段階でのレベル、使用段階でのレベル、解体段階、それから処理処分段階というふうに見てとれるわけですが、我が国のCO₂の総排出量がおおむね12億トン・CO₂ということでございますので、住宅ライフサイクル全体で約1.8億トンということでございますので、15%

相当を占めることになるかと思えます。

次のページでございます。その中で建設段階でございます。実績と目標ということで、当面生産段階での排出量は、直近のフォローアップでは2002年の416万トン、この数字は1990年比で2.3%の増加、対前年比では2.1%の減少、目標値といたしましては、2010年に378万トン-CO₂、90年比7%減を目標としております。なお、このCO₂の排出量の着工戸数につきましては、下記に注釈がされておりますけれども、2001年から2005年まで平均139万戸と、若干高めの数値で構成されておるということでございます。

次のページの建設段階における増減要因と対策でございます。前ページで2002年度に若干排出量が削減されておりますけれども、建設ボリュームが減ったことによるものがございます。また、環境行動計画における対策でございますけれども、建設段階の企画計画にかかわる点は、前工程の資材段階の環境負荷に配慮した資材選定を当然行うことと、後工程にあります使用段階、あるいは解体、再生処理処分段階への配慮を十分行う必要がございます。この建設段階の意思決定が非常に重要なものになるということで、各段階の環境負荷、環境影響に配慮した設計、建設を行わなければいけないということが言えると思います。そういう中で、3点挙げてはおりますけれども、住宅の品質性能を向上させ、耐用年数の長寿命化を図るということでございます。

住宅の性能を高めることはイニシャルコストの上昇につながる面もございますけれども、ライフサイクルトータルで見た場合には、最終的には経済的になるという観点から、しっかりしたプランニングをしていかなければいけないだろうということでございます。

2点目の建設工事にかかわる新技術開発の推進を通じ、エネルギー効率等を向上させ、環境負荷のより一層の低減に努めるということでございます。住宅現場におきましては、施工手順の手戻りとか、そういったことによるロス、あるいは工期をもっと合理的に短縮していくことも含めて、いろいろなことがまだ対応としてとれると思いますので、そういったことも含めて対応していきたいということでございます。

3つ目の推計方法の再検討でございますけれども、産業関連表に基づく数値で、マクロ的に把握しておりますけれども、現場の一戸一戸の積み上げによって、制度との整合性を図っていこうということで、ただいま指標を検討しているところでございます。

次のページ、ライフサイクル全体の実績と目標でございます。ライフサイクル全体の排出は、2002年時点で1万8,379万トン、先ほどの円グラフの数字でございます。1

990年比では10.5%の増加、前年度比では0.3%の減、目標値としては、2010年度1万6,074、1990年比3.3%減を目標値と設定しております。

次のページ、ライフサイクル全体の要因と対策でございます。

前ページのCO₂全体の量は微減しておりますけれども、産業廃棄物の減少によるものでございます。具体的なライフサイクル全体における対策でございますけれども、きょう配付いたしましたグリーンの表紙の住宅にかかわる環境配慮ガイドラインの22から28ページにおおむね記載されておりますけれども、現在、ユーザーの立場に立って、住まい方ガイドラインをもう一度やさしく解説版をつくろうということで、編集項目テーマといたしましては、省エネルギー、省資源、長寿命化、健康安全をテーマに、今年度中に発行しようということで準備を進めているところでございます。

またあわせて、資材生産段階、解体段階、処分段階の各段階におきましても、関連業界との連携によりまして、資材生産段階での削減に努める、あるいは廃棄物全体のリサイクル比率の向上と最終処分量の低減を図るということで、関連業界との話し合いを進めていきたいということでございます。

それから最後になりますけれども、CO₂排出量削減に向けた活動方針ということで、6点を挙げております。住団連を構成する会員各団体、各企業において行っている環境行動計画をより一層推進するとともに、住宅産業として効率的に推進するため、統一した方針のもと、活動を行っていく必要があるということでございます。

全部申し上げますと時間がかかりますので、1点だけご案内させていただきますけれども、例えば会員団体等の環境管理に対する認識の向上を目指すということでございますけれども、環境管理について言えば、社会の一員として企業活動が求められている中で、環境問題を企業経営の中心に据えていくことは当然でございます。会員各企業経営方針の中で環境問題をしっかりとらえ、企業トップが自社の環境理念を外部に公表する必要があるということも含めまして、環境マネジメントシステムの理解と実践を通して、環境活動を実効あるものにしていきたいということでございます。

それから次の環境活動推進体制、あるいは消費者関連産業、地域社会との連携、あるいは住宅生産ガイドラインの定着を図る、それから先ほどご紹介いたしました住まい方ガイドラインの作成、さらには住宅産業の環境行動を継続的に調査し、把握に努めるということでございます。

次のページは参考で、廃棄物対策ということで、目標といたしましては、2010年度

におけるコンクリート、木材、鉄の主要3品目に対しまして、最終処分量の発生をおのの4%、0%、8%に抑制することを目標にしていまいりました。進捗状況でございますけれども、3品目のうち、コンクリートは約7割を占めるものでございますけれども、2002年度における最終処分量比率は、先般の国土省の平成14年度建築副産物実態調査結果に基づきますと、2%まで縮減されたということで、目標値をクリアする結果になっておりますが、その他2品目に関しましては、引き続きその発生量の抑制に努めていきたいということでございます。

また対策ですけれども、住団連といたしましては、低層住宅建設廃棄物リサイクル処理ガイドを数年前から策定しておりまして、法律の改正等々を踏まえまして、その都度見直しを図って啓発・普及に努めているところでございます。あわせて、建設廃棄物の再利用の促進、適正処理推進の啓発・普及を目的としたセミナーも各9団体レベルに落とすやっております。また、関連する業界との連携を強化し、リサイクル率を向上することもあわせてやっていきたいということでございます。

とりあえず私のほうからのご報告にさせていただきます。

【村上部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、3つの業界からのご説明に関しまして、ご発言、ご意見をお願いしたいと思います。できましたら、前回庄子委員がお示しいたしましたように、お手元の名札を立てただけだと、部会長としては大変やりやすいので、よろしくご協力をお願いします。いかがでございましょうか。

【崎田委員】 今、3つの業界の皆さんからお話を伺って、非常に取り組んでおられるというのがよくわかりましたので、その中で、ちょっと私が伺いたいと思ったところがありますので、それぞれにお伺いしたいと思うところを申し上げたいと思います。

最初にお話しいただいた建設業の環境保全自主行動計画のところ、A4の2枚目ですが、右側の施工段階における排出抑制に関しては、非常に数値目標をきちんと立てて推進していらっしゃるのですが、なかなか実態が把握できにくいというお話もあった左側の部分、計画設計段階というところですが、今後は、建設の途中でのCO₂の排出抑制だけではなくて、どういう建物をつくるか、あるいはつくる建物の対策がどうかという部分が非常に問われてくるようなわけですので、この、の長寿命設計、高効率設計、省エネ設計、新エネ設計という、この辺に関して、トータルな数値目標というのを挙げておやりになってはいないのでしょうかということを建設の方にお伺いしたいと思

ます。

【村上部会長】 では順番にいきましょう。三戸部会長お願いいたします。

【日建連・三戸氏】 業界としては、共通でくくって取り組んではおりませんが、個々の企業では、ここはある意味では一番の差別化戦略みたいなところでございますので、非常に熱心に取り組んでおります。

【村上部会長】 それでは次のご質問をお願いします。

【崎田委員】 ありがとうございます。

それでは、次のビル事業における省エネルギー対策についてというところですが、伺っていて、実際にはお使いになるテナントの方たちが使う部分のCO₂が大変多いということで、いろいろ目標を変えたりして努力をされているということがわかりました。最後に、規制的手法よりは、自主的というようなお話があったのですが、それでしたら、例えば自主的な取り組みでやるのであれば、業界でどういうふうにしたらいいかとか、何か積極的な取り組みをされないと、なかなかテナントの方たちが使うものに関して、きちんと投資をして設備を設計し、それをうまく活用してもらおうというふうにしていかなければいけないわけですので、業界の皆さんで意思決定をして、きちんとした設備導入をしていく、いわゆる高効率設計とかいろいろなことをしていかなければいけないのではないかと思います。その辺に関しては、規制措置以外にどういうふうな方策をしたいとお考えなのかをちょっと伺いたいと思います。

【村上部会長】 では、浅見次長、お願いします。

【不動産協会・浅見氏】 私が考えております規制的手法というのは、直接的にエネルギーの消費を抑制するための制度的な手法といたしますか、例えば税金でありますとか、そういうものになろうかと思います。将来的には、これは全く私の私見でございますが、先ほど申し上げましたように、ビルにかかわる関係者というのは非常に多く、いろいろな立場の方がいらっしゃいますので、それをなべてCO₂の排出を抑制するような規制的手法、例えば税制によって一律にやるというのが最も効果的だろうと思います。それも一つの選択肢だろうとは思いますが、それが仮に必要であるとしても、その関係者がみずから省エネルギーをすることによってメリットを受けるといいますか、利益を感じられるような自主的な取り組みに誘導するようなシステムが必要ではないかと思えます。

例えば先ほど申し上げましたように、私どもの試算からいたしますと、ビルのオーナー、ビルの貸し手がみずから排出しているCO₂の量を1としますと、ビルを使っている者が

排出するのは19という結果がございます。そういうことからいたしますと、例えば契約のシステム、あるいは賃料設定のシステム、そういうようなものが、みんなで合意できるようなやり方、これにはどういうものがあるのか、具体的にちょっと難しいのですが、そういう方向にもっていけるような誘導策を今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

一律に、例えば電気の使用量が少なかったら賃料が安くなるという賃料決定のシステムを業界で合意しましょうとか、そういうところはなかなか難しゅうございますので、そこまではいっておりませんが、今後いろいろな知恵を出していく必要があるのではないかと考えております。

【村上部会長】 ありがとうございます。あとの質問、簡単をお願いします。

【崎田委員】 それでは、3番目の住宅のほうですけれども、最初の資料4の2ページ目、数値把握の考え方というところで、どういうところのエネルギーを考えるかというときに、住宅を構成する資材の運搬とかいろいろ書いてありますが、その中に、どういう住宅をつくるかという項目が入っていないのですけれども、どういう住宅をつくってどう使うかということで、すごく数値が変わってくるのではないかと思うのですが、そういう目標はこういうところに入ってこないのかなというのがちょっと気になりました。

あと、最後のほうに、ライフサイクル全体の増減要因と対策というところで、住まい方ガイドラインの作成と普及というお話があったのですが、確かにこれからは、例えば環境対策はきちんとやるけれども、それでコストやなんか少し高くなっても、それできちんとしたものをつくる、あるいは住宅をつくる。それを消費者にきちんと説明をして、そこが非常に評価されて、ああ、この企業はいい企業だとか、この企業ならば住みたい、買いたいというような、そういう環境と経済の信頼関係をつくっていったって環境対策を進めるといのが、これから目指していこうというところだと思うので、住まい方ガイドラインをつくっていただくのは大変ありがたいのですが、こういうのを有効活用しながら、そういう各主体の信頼関係の好循環をつくりながら、環境対策がちょっと大変でも、みんながwin-winの関係になるようにつくっていくような感じで対策を進めていただければいいと感じました。

【村上部会長】 それでは鈴木委員長お願いします。

【住団連・鈴木氏】 2点目のほうから先にお答えいたします。まことにおっしゃられるとおりだと思います。やはりライフサイクルは非常に長い期間使うわけですから、結果

的に消費者の安全、安心、健康、すべてかかわってくる問題でございますので、長期的な視点からそういった住まい方、つくり方を考えていくことは消費者の要求にもマッチするものだと思いますので、そういう観点から鋭意編成をしていきたいと思っております。

1点目の工法によって云々ということでございますけれども、マクロモデルからこういうふうな係数は取り出しておりますが、各企業におきましては、やはり相当突っ込んだ資材製造段階におけるCO₂、あるいは組み立ても含めまして、相当研究しております。そういう点では、統一された形にはなっておりませんが、各企業レベルでは、積み上げてそういったものが既に一部の企業においては、オープン、ディスクローズされていることになっております。

ですから、先ほどもちょっと全体の数量の把握と、積み上げ方式のお話をさせていただきましたけれども、その辺のマクロ論からの話と、ミクロ論からの積み上げで整合性をとっていくということで対応していければと考えております。

【村上部会長】 ありがとうございます。

それでは庄子委員、お願いします。

【庄子委員】 私も日建連、住団連が日ごろ大変この分野について研究され、また実際にそのような指導をされているということを知っているだけに、この形で、今後とも進んでいただきたいと思っております。実は私、経団連のこの分野の全産業の取りまとめの責任者になっている関係で、不動産協会の方への質問があります。さっき、0.2%をカバーというのは、不動産業者の数でおっしゃっているのですか。それから取り扱い量としては、どれぐらいをカバーされての数字でございましょうか、もしおわかりになれば教えていただきたいのですが。

【不動産協会・浅見氏】 いろいろなとり方があるのですが、ちょっと記憶が正確でなくて申しわけないところがあるのですが、例えばビルの床面積で言いますと、私どもの会員企業が持っております床面積は約2%から3%ぐらいだと思います。それから分譲マンションの供給戸数で言いますと、私どもの会員企業が供給しておりますのが全国の約60%ぐらいでございます。それと、会社の数で言いますと、先ほど申し上げましたように、私どもの会員企業は約200社で、全体で12万業者おりますので、0.2%ということになります。

【庄子委員】 よくわかりました。経団連でこれから発表していくのが、2010年を目標にどういうふうにしていけばいいかと、各業界を取りまとめております。経団連サイ

ドのから、全体としての質問が行われるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

【村上部会長】 ありがとうございました。

それではこのあと、坂本委員と岡島委員にお願いします。恐縮ですが、事務局からいただいた時間表を大分オーバーしておりますので、簡単をお願いします。

【坂本委員】 すみません、一言だけ。

住団連に対しての質問というか、見解をお聞きしたいと思います。ライフサイクルのことに取り組まれていることは非常に結構で、運用のエネルギーも問題にされているということで、ご承知と申しますけれども、国には住宅局が管理しています省エネルギー基準というのがございまして、平成11年基準が一番新しいわけですが、その達成率が今、新築でおおよそ十数%あります。しかし、総合エネルギー資源調査会なんかでは、2008年までには達成率を50%に向上させることになっています。それには、もちろん消費者教育というのも大事ですが、やっぱり住宅の、特に木造の戸建ての業界に対する指導・教育というのが、重要と考えます。彼は、中小の弱小業者が大半でして、寒冷地ではあまり問題にならないと思っておりますけれども、温暖地においては、やはり断熱の効果とかについて理解が非常に低いと思っております。そのことに対して、生産者団体として、何か教育なり手当を打っていかなくてはならないと思っておりますけれども、そのあたりどういうお考えなのか。国の基準という目標がありながら、ちょっと業界がおくれているということに対して、何かプランはあるのか、ちょっと見解をお聞きしたいということです。

【村上部会長】 鈴木委員長、なかなか答えにくいと思いますが、よろしく申し上げます。

【住団連・鈴木氏】 今のいわゆる次世代省エネ、あるいは新省エネということでの方向性としては、私は正しいものであると思っております。ただ、今、先生がおっしゃられたように、地域によっては、そういう関心が薄い、ニーズがあまり高くない可能性もあるということも含めて、やはり幅広い、これはライフスタイルですから、人生観とか、人のいろいろな生き方とかも絡む問題でございますので、個人的には、方向性としてはこうだけれども、それを義務づけるとなるとなかなか悩ましい問題があると思っております。ですから、それでもどうしてもそういう省エネの建物を建てたいという方には、何らかのインセンティブが働くような、税制なりそういうことによってカバーしてあげるとか、ほん

とうに必要な方には義務化までは求めないというような弾力的なことができれば素晴らしいと個人的には思います。ちょっとお答えにはなっていないかもしれませんが。

【村上部会長】 全国に何十万社もございますから、多くの業者の教育ということは大変だと思いますが、ご努力いただければ幸いと思います。

それでは、岡島委員。

【矢野委員】 その前にちょっと今、先生はおくれているとおっしゃられたのですけれども、数字的にとらえましたら、例えば戸建てで住団連の構成メンバーだけで既に建設戸数の65%から70%ぐらいをカバーしております。これらメンバー対しては省エネに関する啓発活動は行っております。

したがって、今、坂本先生がおっしゃられた、おくれているという点は、残りの30%か35%辺をどのように啓蒙していくかということになるのではないかと思います。極端にはおくれいていませんので。

【村上部会長】 大手のほうはかなり進展していると考えてよろしいでしょうか。

【矢野委員】 いや、大手もそうですけれども、いわゆる住団連の中の下部組織の木住協というのがありますけれども、木造関係はかなり入っておりますので、そんなに遅れておりません。やっぱりこれからは、確かに省エネ性能そのものもそうですけれども、今、我々が議論しているところも、これからやはり、坂本先生がおっしゃるように、その30%から35%のところをどのように啓蒙していくかというのが非常に重要だと思います。

【村上部会長】 では、岡島委員、お願いいたします。

【岡島委員】 簡単に3つ質問します。

各団体の方も1分以内ぐらいで、イエスかノーか、それで結構でございます。

一つは、この自主的取り組みというのが、経団連さんもそうですけれども、このデータとかそういうものが完全にオープンになっているとか、ネットなどで聞けば教えてくれるのかということが1点です。

それから第2点は、耐用年数が長寿化すればいいとか、省エネビルのほうが得だと一般的に考えられると市場原理が働くということですが、業界としては、それぞれの団体、実際問題、皆さんどのぐらいの感覚をお持ちなのか、例えばプリウスが出たときはとてもこれは商売にならないと思ったけど今はなってきたりとか、そういう意味で環境対応というのが、商売とどのぐらいレベルのすり合わせになってきているのか、これは個人的なご意見でもご感想でも結構です。

第3点は皆さんが今までおっしゃっていましたが、私はその中で環境教育の面で、大手企業の方で結構ですけれども、社員教育に対して、一生懸命なさっているのか、これからもっとやろうと思っているのか。と申しますのは、国土交通省さんのほうもハードの面はすばらしく今、やっているのですね。皆さんの3団体もハードに関してはなかなかご熱心になさっていると思うのですが、ソフト面で全社員の中からはいろいろなアイデアが出てくれば、何とか5%ぐらいいくのではないだろうかという感じもしていますので、ソフトの強化のためには、いろいろな部門のいろいろなところの社員の環境意識が高まらないと、もしくは高まれば、いろいろなアイデアも出てくる。iモードのドコモのようなアイデアがどんどん出てくれば、かなりプラスになるのではないかと、その辺のご感想で結構ですけれども、これを1分で言っていただきたいと思います。

【村上部会長】 それでは、三戸部会長から順番に、イエスかノーかでお答え下さい。

【日建連・三戸氏】 日建連のホームページで公開しておりますし、個々の企業につきましては、環境報告書を出しておりますし、そこでまとめておりますので請求していただければいつでもお出しできます。

それから教育については、皆さん団体としてもやっておりますし、個々の企業も大変熱心にやっております。

【岡島委員】 商売になるのですか。

【日建連・三戸氏】 ええ、当然商売になるということです。（笑）

一つの例ですけれども、例えば土壌浄化なんていうのは、ものすごく今、増えておりますし、いわゆる建設投資は減っておりますけれども、逆にそれを埋め合わせるぐらい環境ビジネスを増やそうということで建設は進んでおります。

【村上部会長】 環境ビジネスが成功するためには、ユーザーの協力が必要ですよね。そちらの教育も大切ですね。

それでは浅見次長、お願いします。

【不動産協会・浅見氏】 それでは、自主行動計画あるいはそのベースとなりますデータなどございますが、これはホームページで公開しております。ただ、15年度分のデータにつきましては、つい最近取りまとめたばかりでございますし、これから間もなく公開される予定でございます。

それから、教育といいますか、啓発活動でございますけれども、これは会社によってかなりばらつきがあるというのが正直なところでございます。社員に対しては、かなり積極

的に十分充実したものをやっていると思いますが、テナントに対してどうか、啓発活動はどうかということについては、進んでいる会社もわずかございますけれども、全般的にはこれからかなということだろうと思います。それから採算といたしますか、環境性能のよるしいビルをテナントが選択するかということと言いますと、必ずしもまだそこまでいいないのではないかと、今後先ほど申し上げましたとおり、その辺が一番重要な課題だろうと思います。

【住団連・浅野氏】 では、私のほうから、1点目のネットの公開でございますが、抄録でございますけれども、掲載しております。それから2点目の設備機器等でございますけれども、かなり値段はリーズナブルになってきているように理解しております。また、特に大手のハウスメーカーさんあたりですと、次世代省エネ基準をほぼ100%という形での顧客対応をし始めておりますので、それも含めて、価格競争をいろいろやって、基本的には伸びていると聞いておりますので、対応できていると思っております。

【住団連・鈴木氏】 この環境テーマというのは、もう企業の経営そのものから商品政策まで、最近では徹頭徹尾、何かというと環境問題ということでございますので、相当浸透してきていると私は認識しております。

【村上部会長】 ありがとうございます。

では米本委員、お願いします。

【米本委員】 1つ簡単な質問をさせていただきたいのですが、これからつくる新築のビルはいいのですけれども、主に不動産業界さんの話になると思うのですが、既設のビルの省エネをやることについて、何か有利な条件を整えることが必要か、あるいはそういうことを考えられているか、という点をちょっとお聞きしたいと思います。

【不動産協会・浅見氏】 私どもの会員が持っておりますビルというのは、比較的大きなビルが多いのですが、そういう大きなビルにつきましては、築40年、あるいは50年経過したビルも多うございます。そういうビルにつきましては、当然リニューアルというのをやっております、その際に、設備の入れかえ等による環境性能の向上に努めているところでございます。ただ、一斉にそれをやらなければいけない、例えば一律にビルについて省エネ性能はこれ以上でなければならないということで、それを例えば5年以内に達成しろということになりますと、そういうようなことはやはり、各企業の経営計画、設備投資計画などからいたしまして、非常に難しいのかなと。ただ、リニューアルの際にはそういうような努力を既に多くのところでやっていると考えております。

【米本委員】 それからもう1点。私は環境外交が専門でして、1992年のリオサミットから、大体温暖化交渉を見ております。私はここの委員に入れられるのはちょっと妙な感じだったのですが、だんだんわかってまいりました。国際交渉というのは人類の大義という理想主義的な部分と国益のバランスで決まります。日本は、京都議定書の義務を達成することを目標にしておりますが、これを達成できる国はほとんどありません。その結果をどう軟着陸させるかというのは、国際交渉の場で決まります。ご説明を聞いておきますと、日本はともかく省エネをやれ、あるいはやらなくてはいけないということで努力している。私は産業構造審議会にも入っておりますけれども、よその国と比べても、日本の場合各セクターは非常にまじめにやっておられます。日本はとりあえず省エネ、CO2の発生をともかく削減しようというモードで来ておりますが、京都議定書の遵守に関しては、日本はCO2の固定でつじつまを合わせるような外交的立場をとりつつあります。そうしますと、先ほどストックという財のことをおっしゃいましたが、CO2のストックを日本国内でどう考えるか、そのために、木材を国内的にどう積極的に利用するのか、これが安全性の問題とか、不燃化の問題とどうバランスをとるのかというのは、多分これからそういう価値の順位の問題をまさにこういう場で討議して、決めていくことになるのだろう、という感想を持ちました。

【村上部会長】 ありがとうございます。

それでは、横島委員お願いします。

【横島委員】 それでは、部会長がいらいらされているようだから簡単に。代表で日建連にお答えいただければ結構ですが、せっかく省の前でやっているの、省と業界の関係論で一つ落ちている視点は、実は、容器包装リサイクル法は厚生労働省、家電リサイクル法は経済産業省、ここも一つ法律を持っています、建設廃棄物リサイクル法。どの省においても、法律はできたところが終わりではなくて、そこからどう運用するかというところから始まるのですが、業界から見て、建設廃棄物リサイクル法は、その後の運用についてきちっとした行政指導があるのか、あるいは足りないところをきちっと要求しているのか、双方の立場から見て、生きている法律と私は今、思えないのですが、業界から見た風景を一言お話しいただきたいと思います。

【村上部会長】 では、三戸部会長、代表でお願いします。建設廃棄物リサイクル法という法律に限定してのコメントで結構でございます。

【日建連・三戸氏】 これはむしろ庄子委員のほうがお詳しいと思います。トータルで

庄子委員が一番よくつかんでいらっしゃいます。

【村上部会長】 では、庄子委員、お願いします。。

【庄子委員】 先生、ご心配に及ばないぐらいに完全に今、履行しております。それも、教育ということで、大手はもちろん、ジョイントベンチャーを組みながら、地方業者も含めまして、全部指導しておりますので、国交省と建設業との間は密接にうまくいっている。むしろ、私は中環審委員として感じるのですけれども、ほかの法律との関係をもうちょうとうまく調整したらいいのではないかなと思います。建設廃棄物リサイクル法は、後で出ただけに他法律の運用の悪さをずうっと国交省が見ていたのです。ですからそういうものを全部改善して、業界指導ということになりましたので、非常にうまくいっております。住団連も全くそれに沿ってやっています。

【横島委員】 経済産業省の法律は、もう終わりましたね。嫌がっていた業界が結構リサイクルすると家電製品から回収物が多いというので、法律はもう要らなくなってしまうと。むしろ、前払い方式でやってしまったほうがいいというので、大改正の動きが出ていますね。その意味では庄子さんのお話をにわかに信じがたいのは、建廃法の中の混合廃棄物の再利用、リサイクルについて全然姿が見えない。それでとてもいい点は差し上げられないと思っております。例えばコンクリートの型枠とか、アスファルト道路の舗装用の枠とか、こういうものを木材を使ってもったいないと思うのですが、いわゆる集成材とか、合成材のようなものの市場があるのですが、どうも今、みんな細かいベンチャーに任せていて、業界全体として指導していないのではないかというような例も含めて、もっと細かいところに目配りをして、省のほうもつくったらおしまいという法律運用ではまかりならないわけですから、もうちょっときめ細かに目をつけたほうがいいと思います。業界から満点もらって喜んでいる段階では、私はないと思います。

【庄子委員】 わかりました。清水とか鹿島の現場を見ていただければわかると思えますけれども、もう二口クの木のパネルを使っているところはどこもございませんので大丈夫です。

【横島委員】 そうですか。まあ、私も現場を見ているつもりですけれども、時間もないでしょうから、これで結構です。

【村上部会長】 申しわけございませんが、大分時間が予定を超過しております。私だけでなく、事務局も心配しているのではないかと思います。

続きまして、議事次第の2つ目に移ります。地球温暖化対策推進大綱における対策・施

策の進捗状況及び評価についてということでございます。これに関しましては、過去2回、いろいろご意見承っておりますが、まず事務局から5月18日に開催されました政府の地球温暖化対策推進本部やその他の関係審議会の動向についてお話しいただきまして、それから今までの施策の進捗状況の補足等をお願いしたいと思います。それではお願いします。

【岡田国土環境・調整課長】 事務局のほうからご説明申し上げます。資料の5をよろしくお願いください。

最初に、一昨日、総理はじめ関係閣僚の地球温暖化対策推進本部の会議が開催されております。そこで、出されました資料を2つ紹介させていただきたいと思います。

1ページ目が、その際の一昨年度の温室効果ガス排出量でございます。これは、既に新聞で報道もされておりますけれども、排出量が、京都議定書の1990年と比べて7.6%増ということになっておりまして、前年に比べて2.2%の増ということで、6%削減との間のギャップが13.6%ということになっております。これは、一番大きな原因は、ちょうど原子力発電所の運転停止というようなことで、特に電力を使う部門についての伸びが非常に大きくなっております。具体的には家庭用電力が6割ぐらいというようなこともございまして、7.9%の増ということになっております。全体、一層対策を進めなければいけないという状況が実績になっております。

それから2つ目の資料の3ページに、政府の大綱の進捗状況の点検の概要をつけてございます。これは、前々回にも国土交通省関係は非常に詳細な点検の状況をご報告いたしました、それを政府全体でまとめたものでございます。個々のところは省かせていただきますけれども、最後に本年度、第2ステップに向けた大綱評価の見直しの年ということでございます。そういうことで今後検討していくという見直しをスタートした会議でございます。その際、総理からも各省の連携をきちっとするという、あるいは国の率先的な取り組みといったような指示もございまして、これから政府内で見直しの議論が本格化することになっている状況でございます。

それから、5ページ、関係審議会の状況を2つほどご紹介させていただきます。

これは前回のときに十分資料でご説明申し上げなかった、中環審がまとめました今後の2010年に向けた排出量がどうなるかということについての暫定推計の資料でございます。左のページの上のほうが現大綱の目標の区分ということで、1から5までのそれぞれの目標、それから外にあります京都メカニズム、これをあわせて6%削減ということになっているものでございます。

それを踏まえまして、少し国民的努力といったような の部分につきましては、これから評価しにくいということもありまして、それを のほうに載せる形で新しく目標を再整理したものが5ページの下のほうの欄になっております。そういうものを入れますと、例えば家庭部門であれば、 2%ではなくて、 11%ぐらいの目標ということになっております。それとの対比で、これも暫定的な推計ということで4月段階でありましたデータに基づきまして、全体の2010年の排出量がどうなるかということをもとめた数字でございます。2つ推計がございますが、いずれも4%ぐらいの増加になっております。ただ、留意していただきたいのは、左との関係で申しますと、森林の吸収の3.9%、それから京都メカニズムの1.6%は除いておりますので、そういう意味では、その分5.5%はマイナス分が外枠にあるということではございますけれども、そういたしましても、1%強の削減ということでありまして、目標の6%削減との間には相当のギャップがあるという数字になっているものでございます。

それから7ページから、これは今週の月曜日に総合エネルギー調査会の需給部会におきまして、エネルギー需給ということから2010年の見通しを行ったものでございます。具体的には現在、温暖化大綱に基づいております対策をきちっと推進した場合にどうなるかというのが最終のアウトプットとして出されております。結論だけ先に申し上げますと、11ページのところにエネルギー起源のCO₂の排出量がどうなるかという現行対策を進めた場合の数字を書いております。11ページの2010年度の欄の中で、現行対策推進、これは今の大綱をきちっと進めた場合の排出量の予測ということでございますが、これが2010年度でプラス5%という数字になっております。これは、大綱上はプラスマイナスゼロということで、5%ほど追いつかないという数字になっているものでございます。

これはいろいろな要因はあるわけでございますが、例えば民生部門について実際どうかということを見ていただきますと、12ページのところに大綱を見直したときの民生部門の、これは原油換算のエネルギー消費の見通しがございます。参考の12ページの上の欄が大綱をつくったときのエネルギー消費の見通しでございます。原油換算ということでありまして、民生部門は、2010年度の目標ケースのところを見ていただきますと、おおよそ1億2,000万キロリットルというのを目標ケースにしております。それで、それが今回の需給見通しでどうなっているかということでございますけれども、ちょっと前後しますが、9ページの(1)一番上の表をごらんいただきますと、ここの2010年度

現行対策推進、ここが大綱の施策を進めた場合にどうなるかということでもあります。これが1億2,300万キロリットルということでございます。そういう状況でありまして、そういう意味でエネルギー消費自体の伸びは対策をそれなりにやれば、完全に合っているわけではございませんが、一定のレベルにはいくという推計にはなっております。ただ、結果として、先ほども申し上げましたように、CO₂換算いたしますと大体5%、民生だけとりますと、20%の増といったような数字が出ております。この最大の要因は、先ほども少し出てまいりましたけれども、原子力発電所の建設が当初見込んでおりましたもの比べて、相当ペースダウンしているということが一番大きな要因で、それによってCO₂換算した場合には、排出量の伸びは相当程度上回ってしまうということが一番の大きな要因と見られるところでございますけれども、あと、これからその辺それぞれの各省の審議会等で検討が進められておりますので、政府全体でそれぞれどうしていくかということとはまた議論になるかと思えます。今のところ、各審議会での検討状況はそんな状況でございますまして、この後引き続き、特に前回十分説明ができなかった住宅部門につきましての御説明をつけ加えさせていただければと思えます。

【村上部会長】 それでは、住宅建築物のほうの補足説明をお願いします。

【岡田国土環境・調整課長】 失礼しました。資料6の説明を申し上げます。

これは前回の部会で説明した資料の再確認ということでございます。一つ資料の説明が間違っておりますので、ちょっと直していただければと思えます。民生部門の住宅の部分につきましては、2008年度までに5割とすることについて、2002年度で20%の状況ということをご報告申し上げました。それから建築物につきましては、2008年と書いてありますが、2006年の誤りでございますので、ご訂正いただければと思えます。2006年までに新築建築物の8割という目標につきまして、2003年の11月までの速報値で65%の状況ということになっているという報告を申し上げます。

それから、交通流対策につきましては、一定の進捗をしているというご報告を申し上げたところでございます。それから、下水道、緑化につきましても、それぞれ着実な進捗をしているということでご報告申し上げたところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

【村上部会長】 確認しますが、資料6は、現状の進捗状況、目標や対策等、政策の進捗状況のエッセンス、そういうことですか。

【岡田国土環境・調整課長委員】 はい、前回ご報告したところのエッセンスをまとめ

たものでございます。

【村上部会長】 特に住宅建設に関しまして、住宅局のほうから補足がございますか。

【川本住宅生産課長】 それでは資料7をごらんいただきたいと思います。住宅建築物における現行対策の進捗状況と今後の対策についての現在の検討状況等のご報告をさせていただきます。

まず、現行対策の進捗状況、住宅と住宅以外の建築物で分けて記載しておりますが、先ほど来のご説明と重複する部分もございますが、お聞きいただきたいと思います。

まず現大綱におきましては、2008年度に新築住宅の5割が平成11年基準を達成しようという目標、これが2010年度には、原油換算で300万キロリットルのエネルギー消費を削減するというのが大綱の目標になっております。前回ご報告いたしました、現状における進捗率ですが、住宅性能表示制度における省エネ基準適合率の推移は、ごらんになれますように2000年以降13、17、21ということで、着実に増加しております、先ほどのペーパーにありましたように、目標の達成不可能を示していないが、達成努力は必要だというオーダーであろうと理解しております。

それから今後の推計の関係でございますが、2008年度までにおおむね5割を達成すると見込んでおりますが、過日の総合資源エネルギー調査会需給部会では、ごらんいただきましたとおり、270万キロリットルの削減量ということで、目標の300万キロリットルには1割ほど少なく出ているということでございます。これは調査会の事務局で独自に推計されたものでございます。

続きまして建築物、住宅以外でございますが、同様に2006年度に8割が11年基準を達成、その結果として、2010年時点で560万キロリットルのエネルギー消費を削減。進捗状況ですが、これも前回ご報告させていただいておりますが、1999年以降、2002年50%までできておりますが、昨年の速報値では、義務化したせいかどうか、65%に至っているという状況でございます。

今後の推計でございますが、2006年度で8割を達成し、2010年にはさらに9割程度にいくという見込み、さらに省エネ法の対象ではございません2,000平米未満の新築建築物につきましても、相応の省エネ措置が普及する、あるいは設備の更新等による効果も出るということも含めまして、490万キロリットルの削減推計とされております。それが上の560に対して、70万キロリットル少なく出ているということでございます。これも需給部会で独自に推計されたものでございます。

さて、今後の対策でございますが、前回までのご議論でもいただいておりますポイントについて、検討状況をご説明させていただきます。まず、住宅に関しましては、いわゆる環境面、あるいは今後住宅、人口増加があまり出てこない、あるいはスクラップ・アンド・ビルドだけの時代ではない、いろいろな観点からストック重視にシフトしているわけですが、そうした意味でストックの質の向上ということが住宅政策上も大事だと思っております。

当然ながら、省エネルギーあるいは使用と削減という観点からも、裾野の広い既存ストック対策をしていくということは、エネルギー消費を削減するという意味でも全体の効果が大きくなるものと思っております。

したがって、新築住宅の施策に加えまして、既存住宅ストックについても、これまで以上に積極的な省エネルギー対策を進める必要があると考えているところであります。

それから2点目といたしましては、いわゆる建築物の対策が断熱性能の向上といった狭いところに限定される傾向がございましたが、今後は、先ほど来ございますような廃棄物とか、その他の多面的な取り組みが求められるという認識をしておりますので、建築物の快適な環境の維持向上を図りながら、一方で省エネルギー対策をはじめとする環境へのさまざまな負荷を低減するということが市場において実現できるように基盤整備を図ることが必要ということでございます。そのための主要なポイントとしましては、現在考えておりますのは、これもさきにご報告させていただきました建築物総合環境評価システムCASBEEといったような指標を提示する仕組みを開発普及いたしまして、そうした指標が市場での判断を誘導する仕組みをつくっていきたくと考えております。

また、こうした総合的な環境性能の高い住宅建築物を誘導するためには、先導的技術開発等を行う、あるいはそうしたことを伴いますリーディングプロジェクトに対する支援を拡充していくことが必要であると思っております。

また、公共セクターとして、官庁施設につきましては、グリーン庁舎整備や改修といったご報告をさせていただきましたが、今後さらに、運用段階におけるエネルギー消費をどういうふうに削減していくかということを実行評価を行いまして、新たな判断指標を整備し、空調機器のコントロールなど、設備運転の最適化といったことも含めた施設運用マニュアルを提示するなどいたしまして、官庁施設の先導的モデル的な取り組みを官庁施設を管理しております関係省庁に対して、いろいろ支援あるいは指導をしていくことが必要だろうと思っております。

次に、省エネ基準についての義務化をすべきではないかというご指摘等もございましたので、それに関する見解を書いております。省エネ基準の普及状況をまずご紹介申し上げますと、前ページにもございますように着実に増加しておりますし、例えば2割達成していても、残りの8割は何もしていないという状況ではなくて、少し前の公庫のデータ等を見ますと、大体7割以上が平成4年基準は達成しているというようなことで、着実な増加をしているところでございます。また、現大綱におきましても、新築住宅の5割が適合するということが、相応の削減効果を先ほど来の推計等でも果たしております。したがって、直ちにすべての住宅に規制が必要だという視点は、現大綱の延長ではどうもなさそうであろうと見られます。

それから3点目ですが、省エネ法をはじめといたしまして、省エネルギー対策は、直接的な規制措置をとっていなくて、省エネルギー計画を策定するとか、そういった手続的な規制になっておりますので、新築住宅で直接建設の規制をするということになりますと、住宅分野のみが一般消費者に直接規制を及ぼすこととなります。そうしたいろいろな観点を考えますと、単に目標達成のために規制するというふうにはなかなか単純にはいかないので、慎重に検討すべき課題であろうと思っております。

それからそうした意味で、先ほど申し上げました既存住宅と新築住宅合わせまして、結果としてより大きな効果があるような市場を通じた施策が望ましいのではなからうかと現時点で考えているところでございます。

次の3ページ、4ページは参考までの資料でございますので、説明は簡単にさせていただきますと思います。

まず3ページは、よく欧米ではいろいろ既に規制の省エネ性能について住宅に規制をしているという話が出るものですから、参考までにつけてございます。これは例えば、ベルリンと比較しておりますが、特に中段の最低気温の状況を見ていただきますと、例えば東京とベルリンではかなり最低気温の水準が違いますので、当然ながら、暖房についても負荷の差が相当大きいことがわかります。

それからもう一つは、その下の表でございますが、各国を比較したものがなかったものですから古い資料で申しわけありませんが、上段の暖房負荷の大小の効果と、それから我が国のライフスタイルが必ずしもそういうエネルギー多消費型ではないということから、かなり欧米と我が国の例えば暖房のところを見ていただきますと、3分の1から4分の1ぐらいのエネルギーしか使っていないというような状況がございまして、ちょっと古い資料

でございますがご紹介させていただきました。

それから4ページをごらんいただきますと、これは建築学会等で住宅断熱にかかわるCO₂排出の削減効果をいろいろ推計された論文が出ておりますので、そうしたものを参考にしながら推計したものでございます。私ども独自にそうした論文を参考にしたものでございますので、冒頭申し上げました需給部会で推計したものと、積算の前提とか余条件が全く異なっておりますので、オーダーを比較するものではございませんが、対策の効果がいろいろなケースでどういう違いが出るかというふうには比較のためにつけております。一番左をごらんいただけますように、2010年時点で新築の15%が平成11年基準を達成している、あるいはその下は6割が達成、その下は9割達成、その下は、建築で9割達成して、なおかつ築20年以上の住宅が平4基準を5割達成とかというような、新築、ストックの対策の焦点とその達成率を幾つかのケースでやったものでございます。一番右の1990年比という欄が、1990年のCO₂排出量に対して、2010年がどの程度増減しているかという比率でございます。例えば一番上の平成11年15%達成ですと9.9%増、それに対して15%が60%達成になっても、9.6%の増加ということで、0.3%しか寄与していない。それから4番目をごらんいただきますと、平成11年度を9割達成して平4基準を既存住宅20年以上の5割が達成した場合は一挙に4.4%増ということで伸び率が半減以下になるというような点をごらんになっていただきたいと思えます。こうした段階等での各種論文での推計を参考にしてではございますが、新築住宅での基準適用率を高める効果もありますが、当面2010年あたりの効果を求めるためには、ストック対策に裾野を広げることがかなり大きく効果が出そうだという一例でございます。なお、これは下にございますように、断熱水準が高まるにしたがって、暖房水準が高まるということで、断熱にする効果があらわれながらエネルギーは多少使う方向にいくという部分が全体に入っておりますので、同じ暖房水準で考えると、実感が違うかもしれません。そういう前提にしてございます。

それから下の関連資料は、学会等で複数同様な推計等があるということのご紹介でございます。以上でございます。

【村上部会長】 ありがとうございました。

議事次第の2つ目についてご説明いただきました。時間がございましたらほんとうはここでご意見を承ったほうがいいのでございますが、あまり時間がございませんので、申しわけございませんが、3番目の今後の検討の視点についてと、これも一緒にご説明いた

きましてからご意見を承りたいと思います。

今までご説明してまいりましたように、国土交通省としての対策、施策は、一定の成果は上がっているけれども、決して100%とは言いきれないわけでございます。それで、今後、政府からも、見直しをよくやってほしいという要請がきております。6月中に各省庁に一定の方向性を出してほしい、要するに現行の対策並びに進捗状況を評価して、今後どうするか、一定の方向性を出してほしいということでございまして、6月中に中間報告の取りまとめをしなければいけないという大変に忙しいスケジュールでございます。

そういうことで、忙しいのでございますが、本日は今後の検討の視点をあわせてご審議いただきたいと思います。

これについて事務局からご説明をお願いいたします。

【岡田国土環境・調整課長】 資料8をごらんいただきたいと思います。

今、部会長からお話がありましたように、今後政府での大綱の見直し本格化することでございますので、できるだけ各審議会の取りまとめを6月中にという話もございまして、この部会も大変駆け足で申しわけないのですけれども、そういう方向での検討をお願いできればと思っております。

それで、この中間取りまとめ構成案でございます。全体の構成イメージをまず示させていただきます。第1部では、今回の社会資本整備部門の位置づけということでございますが、メインは第2部と第3部ということで、第2部につきましては、今まで、きょうもご議論いただいております、大綱に盛られましたところの対策、施策の進捗状況、評価をまとめていただければということで、それぞれの施策ごとのものをお願いできればということでございます。

それからそれを踏まえまして、今後どういう方向で対策、施策を見直していくべきかということで、方向性について第3部でおまとめいただければと考えております。通常の審議会の答申ですと、基本的な考え方を踏まえて対策を出していくということになるかと思っておりますけれども、この検討をお願いしております大綱に盛られた施策の評価見直しということでございますので、出発点が大綱で決められているということもありまして、そういう意味で第2部で現行施策の進捗評価をいただいた上で、今後の方向をおまとめいただくという構成を提案させていただいたものでございます。

資料といたしましては、2ページのところに検討の視点ということで少し大ざっぱなくくりでご議論いただきたい点を書いております。一つ目は現行対策・施策の進捗について

でございますが、これは部会長からもありましたように、まだ施策の目標達成のためには、着実な実施を図ることが必要だということが第1点でございます。さらに、これに加えていろいろな角度からの検討が必要ではないかということで、その切り口を書いてございます。1点目は地球温暖化対策の難しさということでございます。これは、過去の部会でもご指摘いただきましたけれども、地球温暖化対策としましては、すべての主体が関与して、しかも地球温暖化対策の問題なり対策の達成度合いがなかなかそれぞれの主体にとって実感されにくいということから、それぞれにどう動機づけしていくかということが非常に重要だというような視点があるということでございます。

それからそれぞれの施策の見直しに当たってどのようなことを考慮すべきかということで、(2)の1)で書いてございます。社会的な費用の最小限化ということで、これはいろいろな対策、目標を達成するための手段があるわけですが、それに当たっては、各主体間の公平とか、施策の有効性というようなことから、国民の理解を得るといった視点が要るのではないかとということが1点目でございます。

それから2つ目は、環境施策の標準装備化と書いておりますけれども、環境施策につきましては、必ずしも環境だけを目的にしたということではなくて、先ほど長寿命化というのが、間接的に温暖化を含めた対策にきくといったようなご指摘もありましたけれども、そういう意味では、いろいろなことを考えるときに温暖化への影響というのをできるだけ考慮して、それにつながるような施策を考えていくという視点が要るのではないかとということでございます。

それから2つ目でございますけれども、施策の「総合化」と「協働」の結集ということで、部会の中でも、国土交通省とかから総合的な取り組みをもっとすべきではないかというようなご指摘等も過去いただいておりますけれども、いろいろな手段を組み合わせることが重要ではないかということ。その際にもソフトの面、あるいはストック対策の面というようなことが要るのではないかとということ、それから異なる主体間の協働、先ほどもビルのオーナーとテナントの関係等々ございましたけれども、そういった協働の問題といった視点も要るのではないかとということでもあります。

それから、施策を進めるに当たっては、実験的な取り組み施策を集中的に投入して効果を確かめるといったような取り組みも要るのではないかとという視点でございます。

それからさらに別の切り口といたしまして、(2)で幾つか書いてあります。市場をできるだけ使うことが重要ではないかということ、それから国はじめ公的主体はもっと率先

的に取り組む必要があるのではないかという切り口、それから短期的な視野だけではなく長期的に見て、都市構造とか、いろいろな面を含めた長い目での将来世代に向けた環境づくりといった視点も要るのではないかという問題、それから国民といかに協働して進めていくかといった視点が要るのではないかといった、今までこの部会でもご指摘いただいた点も踏まえつつ、議論の材料として提供させていただいたものでございます。

幅広いご意見をいただければと存じます。よろしく申し上げます。

【村上部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの2番目の議事と3番目の議事のご説明に関しまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言をお願いします。

どうぞ、横島委員。

【横島委員】 さっきのに関連するのですが、私は、庄子さんのサイドにいやみを言ったわけでは全くないのですが、我々から見ていると、まだまだ取りこぼしているところがたくさんあるという意味の細かいものの積み上げについて、今の視点のところへきちっと入ってきている。私はこの視点が意外にいい流れになっている。それで、大事なことは、今、課長の説明の中の、2枚目の施策の総合化とあらゆる協働の結集、その中にさまざまハード、ソフト、短期、長期、いろいろなことが入っておりますが、こここのところの総合的なプログラムをどう構築するか、これは、頭を少しやわらかくして違うサイドに立ってみると、ハードとソフトというのはどういうふうに違うのかとか、フローとストックをどう分類するのかとか、短期というのは思い切った短期、長期というのは思い切った長期、この分類をどうつけるかあたりで、全体のスケルトンが相当違ってくると思います。ぜひそのところは、思い切って総合化と協働のところを書き込んでほしい。特に協働のところの「あらゆる協働」というのはなかなかおもしろいのですが、一気に「国民協働」とか、「総協働」というような言葉がここから出てきてもいいかもしれません。相当、国民運動として展開しなければ、長期でソフトで、しかもストックとフロー両方兼ね合わせたような国民運動というのは成り立たないと思います。そのところを、国交省から提案していくということにおもしろいところがあるのだ、国民は待っているという感覚をぜひそこで持っていただきたい。プロの目と我々素人の目という、言ってみれば総合化の中にプロの手法、国民的素人的手法と、言葉は違いますが、そんなこともあっていいのではないかという感じです。

以上です。

【村上部会長】 ありがとうございます。

今の横島委員のご発言で、何か事務局から回答はございますか。よろしゅうございますか。

それでは崎田委員、お願いします。

【崎田委員】 今、検討の視点についてお話がありまして、まずそこから申し上げますと、私は全体を総合的にハードとソフトを考えると、ほんとうにみんなが連携して協働するために国民とのコミュニケーションが大切という、やはりこういうことをきちんと書き込んでいただいたのはありがたいと思います。それを前提として、何のためにそれが必要かというときに、そのもっと前の一番目の地球温暖化対策の難しさとか、こういうところをもっと積極的に、難しいからみんなで協力し合ってやるような方向にもっていくという意欲がわくようなニュアンスでまとめていただけるとうれしいと思ったのです。どうしてかという、ほんとうに今、企業の皆さんは、環境だけではなくて、環境・経済・社会という持続可能性に向けて、どういうふうな責任をとるかというのを非常に問われていますし、市民自身も社会的責任をきちんととることが大事だと言われております。やはり、何か問題を将来の子供たちや孫の世代に残しておくということではなくて、私たちの世代からやれることをちゃんとやるというのが基本だと思います。ですから、一番目のところの温暖化対策の影響など、されにくいというのがありますけれども、されにくいけれども、それをどういうふうに各主体が連携しながら、取り組めるようにもっていくのかということが大事なのではないかと感じます。

その視点からいきますと、その前の資料7ですけれども、ちょっとまた細かい話になるので恐縮ですけれども、実は2ページの下の方の省エネ基準適合の義務化に関する見解のところに、一般消費者のみに規制を及ぼすという、一般消費者という言葉で書いてあるので、私が消費者として出ているということで、一生懸命読んでいたのですが、もちろん買い物をするときに、1円、2円とか、住宅は何万円ですが、やはり費用というのは、大変気になります。ですけれども、今、リサイクルコストのこととか、家庭ごみ有料化とかという傾向に見られるように、自分の暮らしに責任を持つためにどうしたらいいとか、コストを払わなければいけないものは払っていくということに対しての社会的な関心が急激に高まっていますので、そういう中で、住宅に関して消費者はどういうことを考えるべきかというのを提案していくような方向が必要だと感じているのです。ですから、消費者の意見というのを、マイナス思考にとらえないでいただきたいと思っています。

その上の行に、各分野直接的な規制はないというふうにあります。私の印象からいくと、こここのところ、家電製品とか自動車なども、たしかトップランナー規制とか、ああいふのも、結局は数字を高めることで、いろいろな企業の方がどんどんチャレンジして下さる。そういうものが市場に出ることで、消費者が一生懸命買っていくという相乗効果が出ているのだと思うので、そういう意味で、もう少し積極的に考えていただいてもよろしいのではないかと考えます。

その後、東京とベルリンの表というのが出ていますけれども、私の息子は今、大学卒業したぐらいのいるのですか、この前ちょっとびっくりしたのは、息子の部屋だけが暖かくして、Tシャツ1枚で真冬にいるのです。それで音楽を聴いているのです。びっくりしまして、これだけ環境のことを言われて、私もそういうことを気をつけているのに、もうちょっと一緒に考えようよということ話をしたのです。次の世代はいろいろ、環境をまじめに勉強している世代も増えていますが、そういうふうになんか薄着でいるみたいなライフスタイルも広がってきていますので、そういうライフスタイルの変化で、エネルギー消費が今後増えることが考えられないかとか、いろいろなことを考えていただければうれしいと思います。

【村上部会長】 ありがとうございました。

何か事務局の方から。それでは住宅生産課長お願いします。

【川本住宅生産課長】 直接のお答えではございませんが、多少補足の説明をさせていただきます。

まず、先ほどの2ページの規制に係る話でございますが、いわゆる一般消費者が、非常に消極的だからだめだということではなくて、極めて影響が大きいので慎重に検討しなければいけないという意味が一つと、それからもう一つは、今、まさしく指摘がありましたトップランナー規制等は、何年までにこういうメーカーさんの努力で引き上げて下さい、引き上げられなかったら指導とか、勧告とか命令しますというメーカーさんへのものですので、店先にこういうものを売ってはいけませんという規制ではないという意味で、直接的規制ではないという意味です。結果的に効果があるということは間違いございません。ただ、規制の仕方が、売ってはいけない、あるいは買ってはいけないという規制ではないというふうにご理解賜ればと思います。いずれにせよ、絶対だめだという意味ではなくて、そこはかなり、非常にコストを伴うことなので、幅広い検討が必要だという趣旨でございますので、ご理解賜りたいと思います。

それから3ページの欧米との関係でございますが、今、先生がおっしゃったように、家の中で、冬でもTシャツ1枚で暮らそうと、あるいは廊下でもトイレでもTシャツでいいという人はまさしく次世代基準、あるいは場合によってはさらにそれより高い水準を選ばれるべきなのかもしれませんので、そういう選択がまさしく消費者の選択ではなかろうかと思えます。例えば先ほどご紹介した住宅性能表示でも、1等級、2等級、3等級、4等級というふうにして、ちゃんと4等級も逆に、より高い水準もありますよということを示して判断していただくというような考え方、今は行われていると思っております。

以上、ちょっと補足説明いたしました。

【村上部会長】 それでは坂本委員お願いします。

【坂本委員】 今までの議論の中で、一つ私、理解ができなかったことがあるので、米本委員にお聞きしたいのです。我々、ずっと省エネの話をやってきて、ほとんどの人が省エネ以外はあまり眼中にないという感じで議論していますけれども、米本委員の先ほどのご発言で、木材の話をなさっていて、あれも木材の固定化の話だと思っておりますけれども、その辺で、今まで我々一生懸命努力していても、国際交渉でもって、木材の固定化のカウントの仕方が変わってしまって、一気に省エネなどの問題でなくなってしまう、そういう懸念があるというご発言なのでしょうか、ちょっと趣旨がわからなかったので、お尋ねします。

【米本委員】 温暖化の外交用語では言うところのシンクというのですけれども、CO₂の発生の削減ではなくて、その吸収を国の立場の換算に含めるという意味です。日本の場合は、森林の吸収として上限で3.9%まで京都議定書の換算で認められました。その論拠が日本の森林の活性をこの限度で認めるということなのですからけれども、温暖化対策のためにCO₂削減を日本の中で固定化させることを、国際的に認めさせようということになると、木材建築を多くして、CO₂の固定化を主張する道もありうるかと……。

【坂本委員】 木材の消費量を増やすということですか。

【米本委員】 消費ではなくて木材の永久使用というか固定化です。消費するとどこかでごみになります。空気中に戻さない形で、ごみでも材でもいいのですけれども最終的に大気中に戻さない道も今後理論的にはありうるということなんです。今のところ、日本は外交上の数字合わせで森林の吸収源で3.9%までは事実上、削減を免除される可能性がある、ということなんです。

【坂本委員】 木材建築を今より増やせば、それがCO₂削減対策になるということをお

おっしゃっているわけですか。

【米本委員】 だからCO2対策だけを考えればそういうことになりますよ、けれどもほかとのバランスで決まりますよと。

【村上部会長】 そのほかに、例えば防火の問題なんかも考えなければいけないということでしょう。

【米本委員】 そういうことです。

【村上部会長】 そういうことで事務局よろしゅうございますか。

では、岡島委員、どうぞ。

【岡島委員】 視点のほう、先ほど何人かの方もおっしゃっていましたが、いいと思います。それで、施策の総合化とか協働とか、実験的取り組みの推進、この辺がやり方方針としてはよくて、これをどうやってやっていくかというのが大変だと思いますけれども、何となく時代の流れというか、温暖化問題をやっているけれども、今までは玉突きで、ターゲットがあってそこにボーンと突けばそれで終わりというようなところが、右に左に網のように打って行って、相手を倒すみたいな、今までの作戦とはちょっと違う感じのものが要求されているのかなと、これが総合化と協働と実験的取り組み、特にこの実験的取り組みなどが少し有効にいったらいいと。国土交通省という役所がこういうことに乗り出してくるといふ視点を持つのは非常にいいことだと思います。

それからもう1点は、今のはコメントですけれども、国民とのコミュニケーションの中で、例えば環境教育推進法などでは、国民及び民間団体等とか、事業者も等に入ったりしているのですけれども、いわば今、盛んに言われているNPO、NGOとか、そういったものは、この言葉の中では国民の中に入っているのではないかと思いますけれども、あえてそのような民間団体などというようなものは、使う意思がないのかどうかということをちょっとお尋ねしたいのですが。

【村上部会長】 お願いします。

【岡田国土環境・調整課長】 今、明示してございませんけれども、大変重要な主体だと思っておりますので、検討させていただければと思います。

【村上部会長】 今のことに関して一言私の方から確認したいのでございますが、施策の総合化とあらゆる協働の結集というところで、各省庁間の連携ということはここに入っていないのですか。それを一言もし入れていただくとありがたいと思います。一昨日の総理官邸の各審議会の代表者会議におきましても、この問題が話題になっておりました。

【岡田国土環境・調整課長】 承知しました。

【村上部会長】 それでは庄子委員、お願いします。

【庄子委員】 さっき建設廃棄物リサイクル法ので、私、国交省の肩を持ったわけではなかったのです。各省がいろいろなりサイクル法を出して、そしてその運用のよしあしを見きわめて国交省は出されたので、わりと現実的だということです。それで、業界のほうとしては、98%から99%、例えばコンクリートガラとか、アスファルトガラは、リサイクルまで行っている。私はやっぱりリサイクルというのが最終的には必要ではなからうかというふうに思っているのです。

そういう意味で、資料7にグリーン庁舎の整備やグリーン改修の実施というようなことを書いてございますけれども、国交省はいろいろな形でインセンティブを与えてくれるのはわかるのですけれども、私はもうちょっとアクセルを踏み込んで、全体として国交省はこういう態度だという強い姿勢を見せることになると、ハード、ソフトとももつと進むのではなからうかと思えます。指針だけ出して、こういうふうになりますよとか、こういうふうにしてほしいということだけでいると、進み方が遅いので、その辺をどうぞ国交省としてお考えいただきたいということでございます。

以上です。

【村上部会長】 ありがとうございます。

岡島委員、よろしゅうございますか。

【岡島委員】 はい、結構でございます。

【村上部会長】 ほかの委員の方、よろしゅうございますか。

それでは、終了時間がきておりますので、これで本日の審議は終わりにしたいと思います。

それでは、これまでの皆様のご意見、ご発言を踏まえまして、事務局のほうで中間取りまとめ案をご準備いただきまして、6月中にまたこの委員会を開きまして、議論していただきたいと考えております。

きょうは、前半、大変産業界の方から詳しい御説明ありがとうございました。前半にやや力が入り過ぎて、後半多少時間が足りませんでした。委員の先生方、申しわけございません。

それでは、事務局、何か補足がございますでしょうか。

【岡田国土環境・調整課長】 既にご案内しておりますけれども、6月1日に交通審議

会の環境部会との合同会議の開催をご案内させていただいております。これは国土交通省の環境行動計画の策定作業を進めておりまして、それにつきましての作業状況のご報告をさせていただいて、ご意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【村上部会長】 それでは最後に事務局から何か連絡事項がございますでしょうか。

【岩下環境調査官】 本日も議論いただきました内容につきましては、後日各委員に議事録を配付させていただきまして、ご確認をいただいた上で公開させていただきたいと思ひます。また資料につきましては、会議終了後速やかに国土交通省のホームページに掲載したいと考えております。なお、今回は6月1日の合同会議でございますが、環境部会の第4回の会合につきましては、6月中旬から下旬の開催を目途に日程調整をさせていただきたく存じます。お手数をおかけいたしますけれども、机の上に配付してあります日程調整表などによりまして、調整をさせていただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。

【村上部会長】 それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。大変熱心なご審議ありがとうございました。

了